

パートナーシップ宣誓者等に関する市民サービスの取扱いについて

分類	制度・サービス名	概要	問合せ先	
住宅	市営住宅の入居	パートナーシップ宣誓者は、「親族」として、入居申込みができます。	都市計画局 住宅管理課	222-3631
	特定優良賃貸住宅の入居	パートナーシップ宣誓者は、「親族」として、入居申込みができます。	都市計画局 住宅政策課	222-3666
	り災証明書(火災)	火災により被害に遭われ、証明書が必要な方と同居するパートナーシップ宣誓者が、代理で申請をすることができます(委任状不要)。	消防局 予防課	682-0181
医療	市立病院における病状の説明・手術同意等	患者とパートナーシップを形成している方への病状の説明、手術同意等については、患者本人の意思や本人との関係性を確認のうえ、柔軟に対応します。	京都市立病院	311-5311
子ども	就学相談	対象児童のお父さん又はお母さんとパートナーシップを形成している方は、当該児童の保護者として、対応します。	教育委員会 総合育成支援課	352-2285
	里親制度	パートナーシップを形成している方々が、里親として子どもを育てたいと希望される場合の相談も受けています。	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課	746-7625
			児童相談所	801-2929
	児童扶養手当	対象児童のお父さん又はお母さんが、戸籍上同性の方とパートナーシップ宣誓をしても、「ひとり親世帯」として、支給対象となります。 ※ただし、所得制限等のほかの要件があります。	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課	746-7625
	ひとり親医療費支援制度	対象児童のお父さん又はお母さんが、戸籍上同性の方とパートナーシップ宣誓をしても、「ひとり親世帯」として、支給対象となります。 ※ただし、所得制限等のほかの要件があります。	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課	746-7625
福祉	犯罪被害者等生活資金の給付申請	犯罪被害者と、当時パートナーシップを形成していた方は、「配偶者」として申請できます。 ※ただし、申請時の資力等のほかの要件があります。	文化市民局 くらし安全推進課	222-3193